

## 騒音の作業環境管理の現状について

## 1 ガイドラインにおける作業環境管理の内容

	作業環境測定	測定
対象（別表第1及び別表第2）	屋内作業場	屋内作業場以外の作業場
測定時期	6か月以内ごとに、定期的に	—
測定方法	作業環境測定基準に定める等価騒音レベル測定 (A測定及びB測定) 測定点ごとに10分間以上	騒音レベルがもっとも大きくなると思われる時間、作業が行われる位置での測定
結果の評価	ガイドラインに基づき管理区分を決定（下記参照）	85dB(A), 90dB(A)で区別
対策	標識による明示 作業工程等の点検と改善 防音保護具の使用と掲示	防音保護具の使用と掲示
結果等の記録	3年間保存	—

## &lt;ガイドラインに基づく作業環境測定結果の評価&gt;

		B 測定		
		85 dB(A)未満	85 dB(A)以上 90 dB(A)未満	90 dB(A)以上
A 測定 平均 値	85 dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85 dB(A)以上 90 dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90 dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

## 備考

- 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
- A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

## 2 騒音レベルについて

表 3 - 8 騒音の感じ

デシベル (dB(A))	騒音の感じ	実 例
—140— —130— —120— —110—	耳の疼痛感	ジェット機の爆音 { トンネル内で窓を開けた電車内 さく岩ドリルの音 (1m)
—100—	耳をおおいたくなる	{ ガード下の電車通過時 地下鉄の駅通過時
—90—	目前の人と話ができない	騒音の著しい工場
—80—	よほどの声をはりあげないと、話が できない	高架鉄道 (車内)
—70—	意識的に声を大きくして話す	街の雑踏、普通の機械工場
—60—	うるさい感じだが、普通に会話できる	忙しい事務室内
—50—	ざわざわと、いつでも音が耳について 落ち着かない	一般的な事務室
—40—	静かであるが、音からの解放感がない	耳をすましている聴衆内、声を落とした 会話
—30—	静かに落ち着いた感じ	放送用スタジオ内、静夜中
—20— —10— —0—	しーんとした感じ	ささやき声 防音室での最小可聴音

資料出所：中央労働災害防止協会、2020年「衛生管理（上）《第1種用》」P.51

## 3 騒音作業環境測定の実施者

騒音測定に関しては、資格者等の定めはない。

9. 測定の実施者（問9）		
<p>定期的な等価騒音レベルの測定を実施している事業場（569件）に対し、測定の実施者について回答（1つ選択）を求めたところ、結果は次のとおり。</p> <p>なお、騒音の測定は、指定作業場に係る作業環境測定には該当しないため、作業環境測定士等の資格は必要でない。</p> <p>「ア 社内のスタッフ」、「イ 外部の作業環境測定機関」がそれぞれ約5割を占めた。また、「ウ その他」40件の内訳は、「グループ会社や親会社の測定士」が20件であった。</p>		
	件数	割合
ア 衛生管理者など社内のスタッフ	259	45.3%
イ 外部の作業環境測定機関	271	47.4%
ウ その他	40	7.0%
無回答	2	0.3%
	572	100.0%
（※複数選択した事業場があったため、合計は569を超えている。）		

資料出所：「令和2年度騒音作業場に関する実態把握事業実施結果報告書」P.20（郵送調査結果）